

## 6 発達障害児に関する診療・療育体制の整備について

「発達障害者支援法」（平成17年4月1日施行、以下「法」という。）の施行以来、発達障害に対する社会的認知の広がりにより、支援を必要とする発達障害児は増加傾向にある。

発達障害の早期発見・早期支援は、発達障害児が抱える生きづらさや保護者の不安を軽減させるとともに、当該児童が周囲からの理解を得ながら社会への適応を進めていくためにも極めて重要なことである。

法においても、できるだけ早期に適切な発達支援を行うことが特に重要なこととされており、早期発見・早期支援のために必要な措置を講じることは、国及び地方公共団体の責務とされている。

しかしながら、発達障害に関し専門的な診療ができる医師や医療機関は不足しており、全国的に発達障害の診断にかかる初診待機の長期化が課題となっている。

また、早期発見・早期支援の実現には、発達障害児の診断・療育等に携わる医師や作業療法士等の人材を育成し、身近な地域において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくりが不可欠となっている。

については、専門的な診療ができる医師の確保や地域における発達障害児の診療体制の構築を更に推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 専門的な診療ができる医師が安定的に確保されるよう、専門的に発達障害の診療及び発達支援を行うことができると認める医療機関においては、算定が2年間に限られている「小児特定疾患カウンセリング料」の年数制限を廃止すること。

- 2 発達障害を理解し適切に支援できる人材を育成するため、財政措置を充実させること。
- 3 障害福祉サービス等報酬改定により、作業療法士等の専門職を配置する事業所に報酬を加算する制度が創設・拡充されたが、発達障害の特性に応じた支援ができる専門職を充足させるため、報酬改定の効果を検証し、さらに必要な見直しを行うこと。